

(役務の提供を受ける契約)

委 託 契 約 書 (案)
(長 期 継 続 契 約)

- 1 委託業務の名称 安平町浄化センター運転管理業務
- 2 委託業務の場所 安平町早来栄町184番地2 ほか
安平町追分豊栄454番地4 ほか
- 3 委託期間 令和8年3月1日から
(業務準備期間を含む) 令和12年3月31日まで
- 4 履行期間 令和8年4月1日から
令和12年3月31日まで
- 5 業務委託料 【全額】 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 6 契約保証金 安平町契約規則第47条第1項第7号により免除

上記業務において、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 住 所 勇払郡安平町早来大町95番地
氏 名 安平町長 及 川 秀一郎

受託者 住 所
氏 名

（総 則）

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び 受託者（以下「乙」という。）は、この契約書に定めるもののほか、安平町浄化センター運転管理業務委託実施説明書、安平町浄化センター運転管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）等の資料配布時に配布した関係書類及び乙が提出した業務の提案提出書（以下「契約図書等」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び契約図書等を内容とする包括的運転管理業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、契約図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 この契約書及び契約図書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 この契約に定める時刻は、日本標準時とする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（業務の内容等）

第2条 包括的運転管理業務（以下「業務」という。）の内容及び対象施設等、業務に関し乙が達成しなければならない水準（以下「要求水準」という。）は契約図書等に定めるとおりとする。

- 2 甲は、業務に関する指示を、乙又は乙の業務処理責任者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の業務処理責任者は、当該指示に従い業務を実施しなければならない。
- 3 乙は、第1項の業務について、この契約書若しくは契約図書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、自らの裁量により決定し、業務を行うことができる。

（業務期間等）

第3条 業務期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとする。

- 2 令和8年3月1日から業務開始の前日までを、業務を行うための引継ぎを受ける準備期間（以下「業務準備期間」という。）とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第4条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及

び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（関係法令等の順守）

第5条 乙は、業務の実施にあたり、下水道法その他、契約図書等に定める関係法令を順守するものとする。

（善管注意義務）

第6条 乙は、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

（一括再委託等の禁止）

- 第7条 乙は、業務の全部を一括して、又は別記1において指定した主たる業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
 - 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第8条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 乙は、乙が甲に対して提供した業務に伴う成果物（この契約書及び契約図書等に定める業務実施計画書等、業務報告書その他業務記録及びデータを含む。以下「成果物」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（著作権の譲渡等）

第9条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、この契約書及び契約図書等に定める当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、その内容を自由に改変することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 甲は、乙が成果物の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを無償で利用することができる。

（特許権等の使用）

第10条 乙は、業務の実施にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている実施方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（貸与品等）

第11条 甲は、あらかじめ示した物品等（業務期間開始時に残存する消耗品、薬品等を含む。以下「貸与品等」という。）の全部又は一部について、業務期間の開始日以降に乙に貸与できるものとする。

- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、貸与品等の種類、数量等を明記した借用書を、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、この契約が期間満了により終了した場合又は解除された場合、若しくはその他甲が必要と認めるときは、直ちに貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、自己の故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（業務実施計画書等）

第12条 乙は、仕様書第35条第1項に基づき業務実施計画書等を作成し、甲に提出しなければならない。甲は、業務実施計画書等を受理した日から7日以内に審査し、この契約書及び契約図書等に照らして不相当と認められる場合はその修正又は変更を求め、若しくはこの契約を解除することができる。

- 2 業務期間初年度（業務準備期間を含む。）の業務実施計画書等は本契約締結後14日以

内に、2年度目以降の業務実施計画書等は当該年度の業務開始日の10日前までに、甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、業務実施計画書等に基づき業務を実施するものとする。
- 4 甲は、乙が業務実施計画書等に基づき業務を行っていない恐れがあると判断した場合、乙に説明を求めるものとする。その結果、甲が、業務実施計画書等に基づく業務が行われていないと認めた場合、甲は、乙に是正（業務実施計画書等の変更を含む。）を求め、若しくはこの契約を解除することができる。
- 5 乙は、甲の承諾を受けた場合に限り、業務実施計画書等を変更することができる。

（業務報告及び検査）

第13条 乙は、仕様書第9条第1項に定めるところにより業務報告書等を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、乙から業務報告書等の提出があったときは、その日から10日以内に業務の履行を確認するための検査を行い、乙にその結果を通知するものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、ただちに是正を行い、業務報告書等を再提出しなければならない。この場合においては、前項を準用する。

（業務の実施状況の調査等）

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務の実施状況について、資料若しくは報告書を提出させ、又は監視若しくは調査することができるものとし、乙はこれに協力する義務を負う。

- 2 前項の調査に係る費用は、甲の負担とする。
- 3 甲は、第1項の結果、必要があると認めたときは、乙に対して必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、乙が必要な措置をとるのに要した費用は乙の負担とする。

（業務担当員）

第15条 甲は、業務担当員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。また、業務担当員を変更したときも同様とする。

- 2 業務担当員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて業務担当員に委任したもののほか、契約図書等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
 - （1） 業務を遂行させるための乙又は乙の業務処理責任者に対する指示
 - （2） この契約書及び契約図書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答、若しくは乙又は乙の業務処理責任者との協議

(3) 業務の実施状況の監視及び調査

- 3 甲は、2名以上の業務担当員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの業務担当員の有する権限の内容を、業務担当員にこの契約書及び契約図書等に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 この契約書に定める書面の提出は、契約図書等に定めるものを除き、業務担当員を経由して行うものとする。この場合においては、業務担当員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務処理責任者)

第16条 乙は、本契約締結後14日以内に、入札参加資格確認申請時に選任したとおり、乙と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に規定する有資格者および処理場実務経験5年を有する者を、業務に関する専任の業務処理責任者として定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知し、その承諾を受けなければならない。

- 2 業務処理責任者は、業務の技術上の管理をつかさどるとともに、当該業務に関して現場の最高責任者として従業員指揮、監督を行う者とする。
- 3 乙は、第1項により甲の承諾を受けた業務処理責任者に、第25条に規定するところにより、業務準備期間において業務を行うための引継ぎを受けさせなければならない。
- 4 第1項により甲の承諾を受けた業務処理責任者は、業務の実施にあたり乙が新たな業務処理責任者を定める場合は甲の承諾がない限り変更することができないものとし、乙は業務処理責任者の変更が必要な場合は、氏名その他必要な事項を甲に通知し、その承諾を受けなければならない。

(業務処理責任者に対する措置要求)

第17条 甲は、業務処理責任者又は乙の使用人若しくは第7条第2項の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果は請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、業務担当員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果、請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(委託料の支払い)

第18条 甲は、乙に対し、業務の対価として委託料を支払う。

- 2 委託料はこれを分割し、各月の業務期間に対して支払うものとする。ただし、毎月の支払額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を最後の支払い月に加算するものとする。
- 3 各月の委託料は、緊急対応費及び固定費から構成され、その算出方法は別記2に記載のとおりとする。

(支払方法)

第19条 乙は、当月分の業務内容を速やかに報告し、甲がその業務報告を適正と認めたときは、委託料の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(委託料の変更)

第20条 甲及び乙は、この約款及び契約図書等に定めた業務の内容又は社会経済状況の変化に応じて委託料を変更できるものとし、その詳細については、別記2に定めるとおりとする。

- 2 前項の委託料の変更については、甲乙協議して行うものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に整わない場合は甲が定め、乙に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(委託料の減額)

第21条 乙が、契約図書等に定める業務要求水準に達成していないとき（以下「要求水準未達」という。）は、別記3に定めるところにより、甲が支払う委託料の額を減額できる。ただし、乙の責めに帰すことができない理由により要求水準未達が生じた場合は、この限りではない。

(条件変更等)

第22条 乙は、業務の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 契約図書等の内容が相互に一致しないこと。
- (2) 契約図書等に誤字又は脱字があること。

(3) 契約図書等の表示が明確でないこと。

(4) 契約図書等に示された業務の対象施設等の状況と現況とが異なること。

(5) 契約図書等で明示されていない予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に規定する事実を発見したときは、直ちに調査を行い、事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、契約図書等の訂正又は変更を行い、乙に通知しなければならない。

3 前項の規定により契約図書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは委託料の額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約図書等の変更)

第23条 甲は、前条第2項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、変更内容を乙に通知して、契約図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは委託料の額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務準備)

第24条 乙は、業務準備期間において、甲が指定する者から、第12条に定める業務実施計画書等に基づき、業務を行うための引継ぎを受けなければならない。ただし、乙がこの引継ぎを受けるにあたり必要な費用（甲が指定する者が必要となる費用も含む。）は、乙の負担とする。

(業務の引継ぎ)

第25条 乙は、業務開始に先立って、契約図書等に定める引継文書を作成し、仕様書第4条に定める業務対象施設に備えおくものとする。乙は、引継文書を作成したときは、速やかに甲に通知するものとする。

2 甲は、いつでも、前項の業務の対象施設において引継文書を閲覧し、また、乙に対し引継文書の内容の説明を求めることができる。

3 乙は、必要に応じて、引継文書の内容を変更することができるものとする。乙は、引継文書の内容を変更したときは、甲に対し、速やかに引継文書を変更した旨通知するものとする。

4 この契約が期間満了により終了する場合又は業務期間において解除される場合、乙は、期間満了により終了する場合は契約終了前の1か月間、業務期間において解除される場合は甲の指定する期間において、契約図書等に定めるところにより、甲が指定する者が業務を行うために必要な引継ぎ（引継文書及び成果物の引渡しを含む。）を行わなければ

ばならない。ただし、乙がこの引継ぎを行うにあたり必要な費用（甲が指定する者が必要となる費用も含む。）は、甲が指定する者の負担とする。

（不可抗力）

第26条 暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、その他通常の前項を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、甲及び乙の責に帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）により業務の対象施設等の状態が著しく変動したため、乙が業務を実施できないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

2 前項の規定により、甲が業務の全部の一時中止を通知した場合、その通知の発送日以降、業務の実施が可能と合理的に判断されるときまで、甲及び乙はこの契約の義務の履行を免れるものとする。

3 第1項の規定により、甲が業務の一部の一時中止を通知した場合、甲及び乙は速やかにこの契約の変更について協議を行うものとする。

4 不可抗力により、甲及び乙のいずれかがこの契約に定める義務の履行ができなくなった場合で、不可抗力の発生から60日に以内に甲乙協議によりこの契約が変更されないときは、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

5 第1項の規定により乙が業務を一時中止した場合で、この契約が変更又は解除されるまでの期間に、乙が一時中止された業務の再開に備えるものとして甲が認めた費用については、甲が負担するものとする。

（不可抗力による損害）

第27条 不可抗力により業務の対象施設等に損害が生じた場合は、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認しなければならない。

3 前項の調査の結果、業務の対象施設等の修繕が必要な場合は、甲の負担において行うものとする。ただし、乙が、契約図書等に定める対応を怠り、又は第28条の臨機の措置をとらなかったことによって、業務の対象施設等の損害が拡大した場合又は防止することが可能であったにもかかわらず損害が生じた場合、業務の対象施設等の修繕費用の増加分については、乙の負担とする。

（臨機の措置）

第28条 乙は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、乙は、あらかじめ甲の意

見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、乙は、速やかにその措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとるよう請求することができる。この場合において、乙は速やかにこれに応じなければならない。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、第2条に定める業務の対価として甲が第18条に基づき支払う委託料に該当しない費用については、甲乙協議の上、甲がこれを負担する。

(第三者等に及ぼした損害)

第29条 業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害のうち乙の責めに帰すべき事由により生じたものについては、乙が負担する。

- 2 前項の場合その他業務の実施につき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。
- 3 乙は、業務の実施に伴い、業務の対象施設等の損傷等甲に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 4 前項の規定により乙が甲に損害賠償する場合において、甲が指定するときは、乙は金銭賠償に代えて原状回復処置を講じなければならない。

(周辺対策)

第30条 乙は、仕様書第4条に定める業務対象施設の周辺住民からの苦情等に誠意をもって対応するとともに、速やかにその内容を甲に報告し、対応策を甲と協議しなければならない。

(甲の解除権)

第31条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対する通知により、この契約を解除することができる。

- (1) 業務期間初年度（業務準備期間を含む。）の業務実施計画書等を、本契約締結後14日以内に提出しないとき。
- (2) 契約図書等のうち、乙が応募の際に提出した提案提出書に基づいて業務実施計画書等が作成されていないと認められるとき。
- (3) 業務準備期間の前日までに、業務処理責任者を配置できないとき。
- (4) 正当な理由なく、業務準備期間において、業務実施計画書等に基づき業務を行う

ための引継ぎを受けないとき。

(5) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても、業務に着手しないとき。

(6) 業務の実施において、業務要求水準等に示す基準を達成できなかったとき。

(7) 業務期間において、業務実施計画書等に基づいて業務が行われていないと認められるとき。

(8) この契約に基づく甲の監督又は調査の実施にあたり、甲の職務を妨げ、又はその指示に従わないとき。

(9) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続の開始の申立てをしたとき、又は、第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始されたとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、甲が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から30日以内に違反が是正されなかったとき又は是正されないと甲が認めたとき。

2 前項第5号から第10号の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に生じた損害があっても、これを一切賠償しないものとする。

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第32条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令を行い、同法第49条第7項若しくは第52条第5項の規定により当該命令が確定したとき、又は同法第66条第1項から第4項までの審決（原処分の一部を取り消す審決を除く。）若しくは第65条若しくは第67条第1項の規定による審決を行ったとき（同法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に対し独占禁止法第50条の規定による課徴金の納付命令を行い、同法第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により当該命令が確定したとき、又は同法第66条第1項から第4項までの審決（原処分の一部を取り消す審決を除く。）を行ったとき（同法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 乙に対してなされた違反に係る審決に対し、乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙の役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に生じた損害があっても、これを一切賠償しないものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除)

第33条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第34条 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、業務の実施が不可能となった場合、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(解除の効果)

第35条 甲は、契約が解除された場合において、乙が既に業務を実施した部分で、かつ甲の検査に合格した部分の業務については、相応する委託料(以下「既実施部分委託料」という。)を乙に支払わなければならない。

2 前項に規定する既実施部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約終了時の措置)

第36条 甲は、この契約が期間満了により終了する場合、又は業務期間において解除される場合、乙の立会いのもとで業務の対象施設等の機能確認を行う。

- 2 甲は、前項の機能確認の結果、業務の対象施設等が要求水準に示した機能及び性能を維持することができないと判断した場合は、乙に対して必要な措置を乙の負担において行うことを請求することができるものとする。この場合において、甲は施設機能の確認が終了した日から14日以内に請求するものとする。
- 3 乙は、契約の期間満了日又は契約の期間満了日前に契約が解除された場合はその解除日より14日以内に、仕様書第4条に定める業務対象施設内の乙の所有物を撤去しなければならない。
- 4 前項の期間内に乙が所有物を撤去しない場合は、同期間の経過をもって乙はその所有権を放棄し、甲が当該所有物を処分することに乙は同意する。ただし、処分に要する費用は乙の負担とする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第37条 乙は、この契約に関して第32条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額の10分の1に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 第32条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、確定した命令又は審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合。
 - (2) 第32条第1項第4号のうち、乙（乙の役員又はその使用人）が、刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、乙について同法第96条の3の規定に該当し、刑が確定したときを除く。
- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても同様とする。

(賠償金の徴収)

第38条 この契約に基づき乙が甲に対して負った債務を、乙が甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収する。

2 甲は、この契約に基づき乙が甲に対して負った債務を、乙が甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額と甲の指定する期間を経過した後に到来する甲の支払うべき委託料と相殺することができる。この場合において、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延損害金を含めて相殺できるものとし、なお不足があるときは追徴する。

3 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を徴収する。

(保 険)

第39条 乙は、業務を開始する前日までに別記4に定める保険に加入しなければならない。

また、加入した保険の証明書又は証書の写し等を速やかに甲に提出しなければならない。

(秘密保持)

第40条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密をこの契約の履行目的以外のために第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても、また同様とする。

2 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記5「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

(管轄裁判所)

第41条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(特約条項)

第42条 この契約は、法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、翌年度以降における契約の成立においては、履行期間の始期の属する年度の予算について安平町議会の議決を得られた場合において、当該業務の契約が成立するものとする。

2 甲は、前項の規定により議決されたときは、この日から7日以内に契約が成立した旨を乙に通知しなければならない。

(雑 則)

第43条 この契約図書等に定めのない事項及び本契約内容の解釈に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

別記 1（第 7 条関係）

第三者への委託等を禁止する業務

第三者へ委任し、又は請け負わせてはならない業務は、仕様書第 5 条に規定する業務のうち、次に掲げる業務とする。

運転操作監視業務

- （1） 浄化センターの運転操作及び監視に関する業務
- （2） ポンプ場施設の運転操作及び監視に関する業務

別記 2（第18条、第20条関係）

1. 委託料の構成と算出方法

甲が乙に支払う委託料は、緊急対応費と管理費の合算額として算出する。

$$（委託料）＝（緊急対応費）＋（管理費）$$

（1）緊急対応費

緊急対応費は、仕様書第38条に規定する受託者の負担経費以外で、業務の対象施設における業務の実施に要する経費とする。

（2）管理費

業務の実施による緊急対応費以外の経費とする。

業務期間における管理費の額は別表のとおりとする。

2. 委託料の変更

甲及び乙は、以下の場合において委託料の変更を請求することができる。

（1）社会経済情勢の変化による場合

ア 電気料金の変動

甲又は乙は、甲の契約した供給事業者による各料金・単価等に変動があった場合は、当該年度の電気料金の変動に係る委託料の額の変更を請求することができる。

乙は、電気料金の構成について、各料金及び基準単価等を明示した電気料金計算書を契約締結後速やかに提出するものとする。

委託料の額の変更を行う場合は、電気料金計算書による年間電気料金の総額を基準とし、各基準単価等の変動によって5パーセントを超えて増減した額を当該年度3月分の委託料において調整することができる。

本項で規定する「電気料金」とは、基本料金、燃料費調整額を含む電力量料金、再生可能エネルギー賦課金等を指す。また、基準単価とは、「基本単価」「従量単価」「燃料調整費単価」「再生エネルギー賦課金単価」とし、令和3年10月1日現在の単価とする。なお、本契約は性能発注という性質上、電気使用量の増減は不可抗力を除き原則として乙に帰するため、算出に用いる電力使用量は契約締結時に提出した電気料金計算書に記載した使用量予測値を採用する。

料金の変動による委託料の増減額は、増減額に消費税等を加えた額とする。

《調整額の算出式》

増額の場合＝ $\boxed{\text{調整後年間電気料金}} - \boxed{\text{基準年間電気料金}} \times 1.05$

減額の場合＝ $\boxed{\text{基準年間電気料金}} \times 0.95 - \boxed{\text{調整後年間電気料金}}$

イ 賃金の変動

甲又は乙は、各年度の賃金が以下に定める基準賃金に対し10パーセントを超えて増減した場合は、超えた額に対して当該年度の委託料の額の変更を請求することができる。

委託料の額の変更を行う場合は、以下に示す方法で算出し、当該年度3月分の委託料において調整する。

但し、業務期間初年度においては調整を行わない。

賃金とは、国土交通省が公表する公共工事設計労務単価の電工労務単価をいう。

基準賃金は、令和7年10月1日現在の単価とする。

賃金増減額＝（乙が見積合せ時に提出した内訳書の運転管理直接業務費）× a

（※ 算定額は100 円未満切捨てとする。）

但し、増額の場合： $a = \{ (\text{変動後賃金}) / (\text{基準賃金}) - 1.10 \}$

減額の場合： $a = \{ 0.90 - (\text{変動後賃金}) / (\text{基準賃金}) \}$

賃金の変動による委託料の増減額は、賃金増減額に消費税等を加えた額とする。

別記 3（第21条関係）

委託料の減額

< 要求水準未達の場合 >

仕様書第44条に示す要求水準について、受託者の責に属さない外的要因等による場合を除き、基準値を満たさない場合はペナルティとして委託料の減額とする。

減額委託料は、要求水準を超えた日から回復したことが確認された日までの日数を、委託期間の日数で割り返した1日あたりの運転管理業務費に掛けた金額とし、委託者は当該年度の3月分委託料から相当額を減額する。

$$\text{減額委託料} = \text{要求水準超過日数} \div \text{委託日数} \times \text{運転管理業務費※}$$

※運転管理業務費・・・乙が見積合せ時に提出した内訳書の運転管理業務費計
（ユーティリティ費を除く、直接業務費、直接経費、間接業務費、技術経費、諸経費の合計を指す。）

別記 4（第39条関係）

乙の加入する保険

乙は、自らの負担で、業務を開始する前日までに下記の条件による賠償責任保険に加入し、業務期間中において毎年度更新しなければならない。

1. 請負作業の遂行中に他人の生命・身体を害し、又は財物を損壊したことにより被保険者が負担する法律上の賠償責任を保証するもの。

（てん補限度額） 対人：1 億円以上／1 名、1 億円以上／1 事故

対物：1 億円以上／1 事故

（免責金額） 10 万円／1 事故

2. 被保険者が行った業務上の不注意によって、施設・設備等が被る損害を保証するもの。

（てん補限度額） 対物：1 億円以上／1 事故

（免責金額） 10 万円／1 事故

※ 甲は、自らの負担で下記の保険に加入しており、本業務期間中はこれを継続する。

- ・町村有物件災害共済（財団法人「全国自治協会」）
- ・下水道賠償責任保険（社団法人「日本下水道協会」）

別記 5（第40条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（保有の制限等）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（持ち出しの禁止）

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

（複写、複製の禁止）

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

別表

各月の管理費の額

(金額：円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
4月	()	()	()	()
5月	()	()	()	()
6月	()	()	()	()
7月	()	()	()	()
8月	()	()	()	()
9月	()	()	()	()
10月	()	()	()	()
11月	()	()	()	()
12月	()	()	()	()
1月	()	()	()	()
2月	()	()	()	()
3月	()	()	()	()
年間額	()	()	()	()
() は、うち消費税及び地方消費税の額				